

主任介護支援専門員更新研修Q&A

[令和元年7月1日現在]

該当要件	Q・A	内 容
共通要件に関する質問	Q	平成23年度までの主任介護支援専門員研修修了者は受講可能か
	A	平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方は、特例措置による期限が平成31年3月31日までとなっていますので受講できません 主任介護支援専門員を目指す方は、再度主任介護支援専門員研修を受講して頂くことになります。 現状、特例措置による扱いは、平成24年度～26年度の主任研修修了者のみです(期限:令和2年3月31日) 主任介護支援専門員更新研修を受講出来るのは、主任介護支援専門員修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とされています 平成27年度以降修了者の受講対象期間は別表「主任介護支援専門員研修修了証明書期限早見表」・「主任介護支援専門員更新研修修了証明書期限早見表」を参照して下さい(ホームページで掲載)
	Q	介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか
	A	受講できません 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員資格も喪失されます 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、介護支援専門員更新研修を受講し一度、専門員証を更新して下さい
	Q	提出事例は他の介護支援専門員に対する指導・支援の事例でなければならないか
	A	受講者による介護支援専門員の指導・支援の実践事例の提出が条件です。自分自身の事例は不可です
	Q	一人ケアマネの場合は指導・支援の事例提出が極めて困難であるがどうしたら良いか
A	地域において活動の機会を得ていただくなど、色々な機会に指導の場を見つけて下さい	
個別要件に関する質問	Q	実務研修の研修実施機関として実習生を受け入れ指導を行った場合は受講条件に該当するか。該当する場合、受入れ回数ほどの期間に何回行えばよいか
	A	該当します。「介護支援専門員に係る研修の講師経験者」に該当します 研修実施機関である愛知県社会福祉協議会発行の第5号様式「実績証明書」(写し)の提出が必要になります 前回受講した研修の修了年度の翌年度から受講申込日の前日までに1回数以上です
	Q	研修企画、講師・ファシリテーターの経験で介護支援専門員向け研修とあるが介護支援専門員限定でないといけないか
	A	受講対象者を介護支援専門員のみ限定するものではありません。 介護支援専門員を含めた介護・相談職全般の研修等も対象となります
	Q	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている国家資格はどのような資格ですか(個別要件②にも該当)
	A	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、栄養士(含管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士
	Q	研修企画、講師・ファシリテーターの経験の算定できる期間はどのような範囲ですか
	A	対象期間は前回の主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から受講申込日の前日迄です
	Q	ファシリテーターとはどのような役割が該当しますか
	A	研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により、研修の進行を推進する者をいいます 受付や進行の司会者は該当しません。
	Q	各種職能団体等に一般法人や学校法人等も含まれますか
	A	含まれます 本件については、個別に判断しますので事前に問合せ下さい
	Q	個人で開催する研修はどのようにしたら該当しますか
	A	研修実施者本人並びに研修内容等がわかる書類を予め当振興会にご提出いただき、当振興会が要件に合致すると判断し、登録されたものが該当致します。
	Q	介護支援専門員に係る研修の企画とはどのような役割が該当しますか
	A	年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者(研修委員や役員としての参画等)として、企画から開催まで主に関わった場合を指します 企画業務への関わりが薄い場合(講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務への関わりのみ)は該当しません
個別要件に関する質問	Q	同一法人内での研修は該当しますか
	A	該当しません。 研修受講対象者に他法人などの受講者が含まれておれば該当します
	Q	法定外の対象となる研修を探すにはどのような方法がありますか
	A	受講要件記載の実施機関ホームページの検索をまずお勧めします 県下市町村のホームページにも掲載されているところもあります 当振興会でも数件は実施を予定しております
	Q	対象となる研修の内容は
	A	介護支援専門員向けの法定外の研修で、内容が介護支援専門員の資質向上に資するものであること 法定研修[介護支援専門員実務研修、更新研修(専門Ⅰ、専門Ⅱ)、再研修、主任介護支援専門員研修等)以外の研修で介護支援専門員として必要とされる専門知識・技術を習得するための研修等をいいます。パソコン教室、英会話教室等は該当しません
Q	「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、年4回以上とはどの期間になりますか	
A	主任介護支援専門員更新研修は平成28年度から創設されており、主任介護支援専門員研修並びに主任介護支援専門員更新研修の修了年度によって以下の対応となります ※平成27年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方について 今年度(令和元年度)受講される方の対象期間は、平成29年度、平成30年度と今年度(令和元年度)の主任介護支援専門員更新研修受講申込日 前日までの通算で8回以上 ※平成28年度以降の主任介護支援専門員研修並びに主任介護支援専門員更新研修修了者 前回修了年度の翌年度から研修申込日の属する年度の前年度迄の通算で平均4回以上 【(例1)平成28年度に主任介護支援専門員研修を修了された方が令和元年度に主任更新研修を受講する場合】 平成29年度と平成30年度の2年間で8回以上(必ずしも年4回でなくてもよい) 【(例2)平成28年度に主任介護支援専門員研修を修了された方が令和2年度に主任更新研修を受講する場合】 平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年間で12回以上(必ずしも年4回でなくてもよい)	

②	Q	研修の回数はどうに数えたら良いですか	
	A	1つの研修として算定できる時間の用途は、3時間以上の研修であること(妥当な休憩時間を含む) 複数回の研修時間を加算して3時間以上で1回の研修とする考え方はありません 複数日に亘る研修については以下のとおりです ・[平成29年度までに開催された研修] 複数日に関係なく1回として算定する。 ・[平成30年度以降に開催される研修] 1日が3時間以上で且つカリキュラムの内容が日毎に単元分別されていて研修実施機関が1日を1回として算定することを認めた場合は、複数回として算定することを可能とします。 例えば、「認知症」の研修が2日間に亘り実施された場合、1日目は「基礎知識(症状や薬の知識等の講義)」で2日目が「事例検討」の様な場合が考えられる 午前中に3時間、午後3時間と異なる研修を受講した場合は2回として算定可能です	
	Q	他府県の研修は対象となるか	
	A	愛知県の条件に合致していれば対象となります	
	Q	研修が受講条件に合致したものであるかどうか不明な場合や予め事前に可否を明らかにしたい場合はどうすれば良いか	
	A	以下の方法で問合せして下さい (1)受講者の場合 研修内容が判る資料(案内状、募集要項、カリキュラム等)を当振興会へファックス等で送付のうえ照会する (2)研修実施機関の場合 研修実施前に研修内容が判る資料(案内状、募集要項、カリキュラム等)を当振興会へ送付のうえ照会する 受講条件に合致していると判断された場合は、募集の際に案内状等への対象研修である旨の表示を可能とします(事前登録制)	
	Q	研修への参加証明はどうにすればよいか	
	A	修了証、履修証明書と研修内容が確認できる案内状、カリキュラム等の写しを添付して下さい。 修了証等の様式については、任意の様式で構いませんが、受講者名、研修名、研修日時、実施機関の証明印等の記載が必要です。	
	③	Q	日本ケアマネジメント学会以外の他団体が実施する研究大会等において「ケアマネジメントに関する研究内容」の演題発表を行った場合は該当するか
	A	該当しますが、個別にご相談下さい	
④	Q	認定ケアマネジャーの証明は何を提出すればよいか	
	A	有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出して下さい	
個別要件に関する質問	Q	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有するものであり、都道府県が適当と認める者とは、どの様な者ですか	
	A	「主任介護支援専門員更新研修受講要件について」の個別要件⑤を参照して下さい。2点ありますが、どちらかに該当しておれば結構です。 ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事している介護支援専門員で、個別要件の①～④に該当していなくて地域包括支援センターの業務運営に支障があって市町村長の推薦がある者。 個別要件①～④に該当する方は個別要件⑤は該当しません ・愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が平成25年度～27年度の3年間に開催した愛知県介護支援専門員資質向上研修の修了者 但し:令和元年度主任介護支援専門員更新研修受講者:平成26年度及び平成27年度の資質向上研修が対象 令和2年度主任介護支援専門員更新研修受講者:平成27年度資質向上研修が対象 令和3年度以降は受講要件としては非該当とします	
	Q	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会開催のファシリテーター研修は該当しないのか	
A	該当しません		
事例提出に関する質問	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講する前に準備することがありますか	
	A	研修受講前に自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにして下さい	
	Q	3類型以上に関連した指導事例が無い場合はどうしたら良いか	
	A	提出事例を増やして対応して下さい	
Q	事例(指導事例)の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか また、現任としての指導事例がないのですが、どうしたら良いですか		
A	現任でなくても、受講は可能です。 但し、指導事例の提出が出来なければ受講はできません。 また、研修の効果を考えて、現在も指導を継続している事例が望ましく、過去の事例においても継続して指導をした事例の提出をお願いします。		
登録・更新等に関する質問	Q	主任介護支援専門員資格の有効期間は	
	A	有効期間は主任介護支援専門員研修修了日から5年間です 平成26年度迄に修了された方は経過措置がとられています 別添の「主任介護支援専門員更新研修受講早見表(愛知県版)」を参照して下さい	
	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか	
	A	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格喪失となります。 但し、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です	
	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、介護支援専門員証の更新研修は受講しなくて良いか	
	A	主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります	
	Q	主任介護支援専門員更新研修を修了した後に更新申請の手続きは必要ですか	
	A	別途、更新の手続きが必要です(愛知県健康福祉部の高齢福祉課へ必要書類を提出:愛知県のホームページご参照) 主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません	
	Q	主任介護支援専門員資格を更新しなかったのですが、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすれば良いですか	
	A	主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格を喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要があります	
Q	主任介護支援専門員更新研修が修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか		
A	受講できません 介護支援専門員証の有効期間内に主任更新研修を修了できない場合は、先に通常の更新研修を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新した後、主任介護支援専門員更新研修を受講して下さい		
	Q	介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要があるか	
	A	介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要はなく、多少大き目に拡大してA4サイズの台紙で送付下さい	
	Q	添付書類は写して良いか	
	A	基本的に写して結構です	

添付書類に関する質問	Q	修了証や履修証明書が無い又は間に合わない場合はどうしたら良いか
	A	研修参加報告書や出席者名簿等本人の参加が確認できる書類を提出して下さい
	Q	「職能団体が開催する法定外の研修等」において、修了証明書の発行が無い場合は、どうしたら良いか
	A	修了証明書等の発行がない場合は、受講したことがわかる個人名が記載された書類の写し等を提出して下さい 例えば、氏名、研修名、研修日時等が記された参加通知等です
	Q	愛知県主任介護支援専門員資質向上研修について修了証が見当たらないがどのようにしたら良いか
	A	当振興会で修了者が把握できますので問合せ下さい。
	Q	愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修については、受講確認書類は必要ですか
	A	愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修についても、修了証明書を添付して下さい。
その他	Q	やむを得ない理由により、研修の一部を受講できなかった場合は救済措置はあるでしょうか
	A	研修受講者の遅刻・早退や欠席は原則認めません 但し、やむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合は、翌年度の主任介護支援専門員更新研修で同等のカリキュラムを受講し、修了評価を受ければ、修了できます。あくまでも翌年度の受講に限ります
	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合、何か支障がありますか
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員としての業務ができなくなる ・居宅介護支援事業所で、特定事業所加算を請求されている事業所は、必ずその要件に「主任介護支援専門員研修修了者」を配置することになっているため、その届出者に該当される方は配置基準の対象者とみなされなくなる ・平成30年度から義務づけられた居宅事業所の管理者は主任であるべきという基準に抵触することになる(3年間の猶予期間あり)